

いじめ防止基本方針

2025. 4. 1 改訂

石川県立金沢錦丘中学校

1 いじめの定義

- ・児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

2 いじめ対応の基本方針

- ・いじめはどこでも起こりうる、どの子も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、校長のリーダーシップの基、全ての教職員が取り組む。

3 いじめの防止等に関する本校の措置

- ・道徳教育等の充実
- ・早期発見のための措置（定期的なアンケートなど小さなサインを見逃さない）
- ・相談体制の整備
- ・インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

4 いじめが発生した際の本校が講ずる措置

- ・いじめの事実確認と設置者への結果報告
- ・いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援
- ・いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める案件は、警察と連携

5 重大事態に対する対応

令和6年改訂「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に準じ、以下の取組を行う。

- ・速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

- ・調査を行った時は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- ・重大事態が発生した旨を設置者に報告する。
- ・必要と認めるときは調査の再調査を行い、また、その結果を踏まえて必要な措置を講ずる。

【重大事態とは】

- ・いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

6 いじめに対する校内体制

